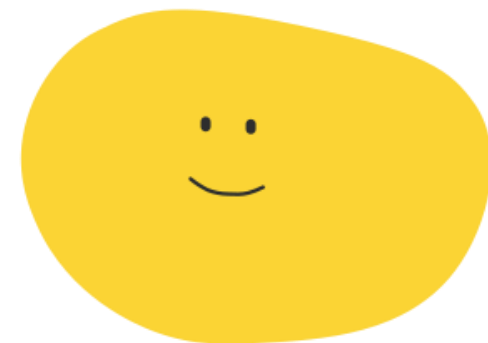
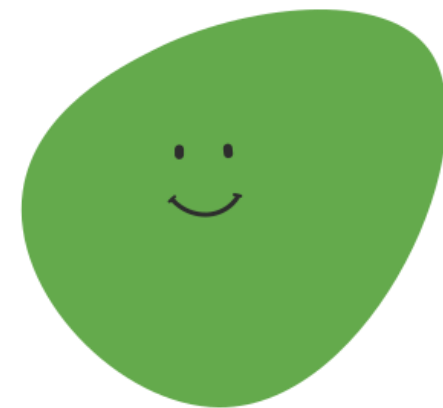


近隣住民とのトラブル防止のために

民泊事業者の みなさまへ

富士吉田市





騒音防止の取り組み

民泊は近隣住民の生活に密着した宿泊施設です。騒音は代表的なトラブルとなりますので、宿泊者への説明や注意喚起をお願いいたします。

【対策の例】

1

大声での会話を控える、深夜は窓を閉める、屋外で宴会を開かない、花火をあげない。

2

チェックイン時や案内文で、事前に「周辺は住宅地」であることを説明する。

3

施設内に注意喚起の張り紙を掲示する。

※深夜・早朝の話し声や足音、出入りの音などが、近隣住民の生活に大きな影響を与えることがあります。





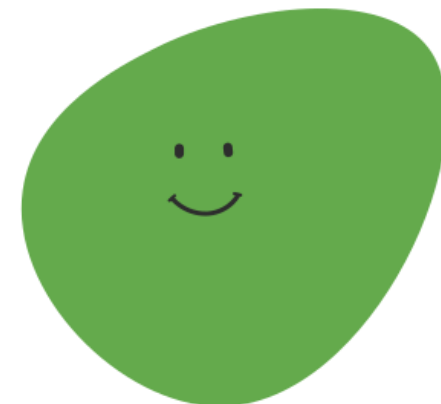
ゴミ処理に関する対策

宿泊者は、地域のゴミ出しルールを知らない場合が多く、事業者による説明や明確な表示が重要です。

【対策の例】

- 1 勝手に集積所へ出さないよう、事業者による回収や指定場所での管理を徹底する。
- 2 滞在中のゴミ処理方法を説明する。
- 3 (住宅を兼ねている場合)
家庭ゴミと民泊によって発生したゴミを分けて処分する。

※民泊から出たゴミは事業系廃棄物となり、地域のゴミステーションに捨てることは不法投棄とみなされます。





路上駐車等の防止

民泊施設周辺では、宿泊者による路上駐車や私有地への無断駐車、さらに交通渋滞に関する相談が寄せられる場合があります。

【ポイント】

1 敷地内もしくは近隣敷地に駐車場を設ける。

2 対向車両等が来た場合など、すぐに移動できるように誘導する。

3 チェックインの際にスタッフが立ち会う。

※民泊施設は狭い道路に面しているケースが多く、荷物の搬入等で道をふさぐことのないよう注意をお願いいたします。





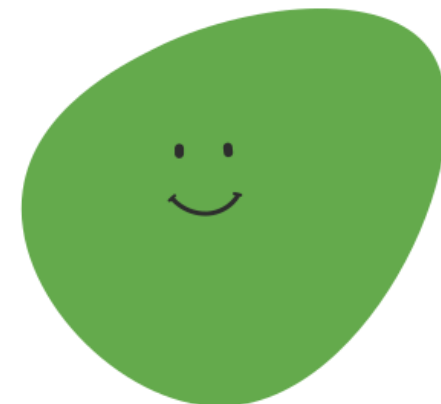
インバウンド（外国人宿泊者）への対応

近年、市内においても外国人旅行者が増加傾向にあります。
以下の問題は民泊施設周辺だけでなく、広範囲の問題として
取り上げられます。

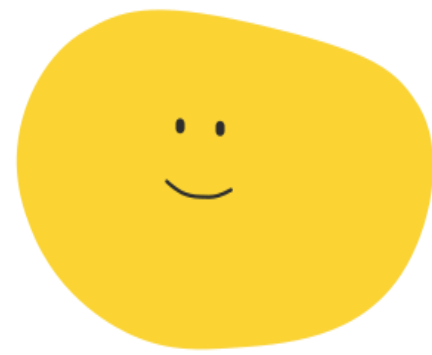
【問題の例】

- 1 私有地への無断立入
- 2 ゴミのポイ捨て
- 3 交通ルール違反

※宿泊者が外国人の場合、多言語表記やイラストを活用
した説明、注意喚起をお願いいたします。



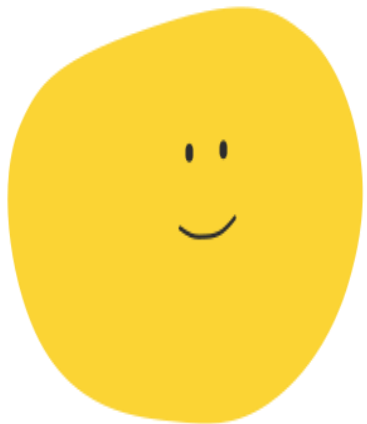
民泊運営で大切なこと



【ポイント】

- 1 近隣住民へ民泊事業を営むことを説明する。
- 2 連絡先を敷地内の見やすい場所に掲示する。
- 3 近隣住民からの苦情、問い合わせに適切、迅速に対応する。
- 4 宿泊者に騒音防止やゴミ処理方法などを説明、注意喚起する。

※民泊は地域の暮らしの中で営むからこそ、
周囲への配慮が大切です。





住宅宿泊事業法の罰則等

民泊（住宅宿泊事業法）は、周辺地域の生活環境を守るため、一定の義務やルールが定められており、違反があった場合、法令に基づく措置が行われることがあります。

○住宅宿泊事業者に求められる主な義務の例

- ・ 宿泊者への必要な説明
- ・ 苦情者への対応
- ・ 標識の掲示 など

○義務が果たされない場合の措置

- ・ 業務改善命令
- ・ 事業の停止、廃止命令
- ・ 報告徴収及び立入検査

※具体的な対応は、違反内容や状況に応じて個別に判断されます





民泊制度に関する相談窓口（参考）

民泊制度や届出、運営方法に関する疑問が生じた場合には、
国（観光庁）が設置する「民泊制度コールセンター」を
活用することができます。

対応内容

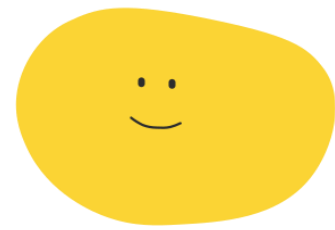
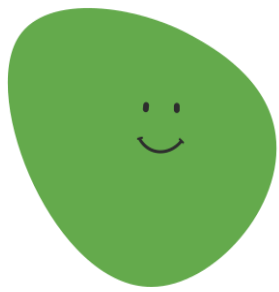
- ・ 住宅宿泊事業法に関する制度説明
- ・ 届出手続き、運用方法に関する相談
- ・ 制度に関する意見・質問の受付

民泊制度コールセンター ☎0570-041-389

受付時間：平日9：00～17：00



※こちらのコールセンターは民泊制度に関する事業者向けの相談窓口です
騒音やゴミなどの個別の苦情対応は、事業者が責任をもって対応してください



安全安心な民泊運営のために

民泊における騒音やゴミなどのトラブルは、
「知らなかった」「伝わっていなかった」
ことが原因で起こるケースが大半です。

事業者の皆さま一人ひとりの取り組みが、
地域と共存する民泊運営につながります。
ご理解とご協力をお願いいたします。

